

熊本県公報

第 1 1 4 4 5 号
平成 18 年 8 月 18 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売).....(高齢者支援総室) 1
- " (介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売).....(") 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防課) 2
- 道路の供用開始.....(道路保全課) 4
- 道路の区域変更.....(") 5
- ".....(") 5
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定.....(市町村総室) 5
- 家畜伝染病 (ヨーネ病) の発生.....(畜産課) 6
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 6
- 指定居宅サービス事業所の指定 (特定福祉用具販売).....(高齢者支援総室) 6
- " (介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売).....(") 7
- " (訪問介護).....(") 7
- " (介護予防訪問介護).....(") 7
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退.....(") 7
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(") 7
- " (介護予防訪問介護).....(") 8

公 告

- 定款変更認可.....(農村計画・技術管理課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課) 8
- 採石業務管理者試験の実施.....(産業支援課) 9
- 開発行為工事完了.....(建築課) 9
- ".....(") 9

登 載 依 頼

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲.....(労働委員会) 10
- 熊本県警察 POT システム用機器等の借入に係る一般競争入札の実施.....(警察本部情報管理課) 10

告 示

熊本県告示第 847 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の既定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社タイトル 菊池市隈府 279 番地	株式会社タイトル	平成 18 年 8 月 3 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社タイトル 菊池市隈府 279 番地	株式会社タイトル	平成 18 年 8 月 3 日

熊本県告示第 848 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社タートル 菊池市隈府 279 番地	株式会社タートル	平成 18 年 8 月 3 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社タートル 菊池市隈府 279 番地	株式会社タートル	平成 18 年 8 月 3 日

熊本県告示第 849 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 高花地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	阿蘇郡	南小国町	満願寺	高 鼻	7800
2	"	"	"	"	7784
3	"	"	"	"	7732
4	"	"	"	"	7765・7766 (筆界未定地)
5	"	"	"	"	7769・7770 合併
6	"	"	"	"	7769・7770 合併地先 (道路)
7	"	"	"	"	7772・7773 合併
8	"	"	"	"	7780-1

2 溜淵地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 13 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 13 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	柏	西湛淵	417-5
2	"	"	"	"	421-1
3	"	"	"	中湛淵	364-1・364-2 合併
4	"	"	"	"	372-1
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	370-1
7	"	"	"	"	363
8	"	"	"	"	404・405 合併
9	"	"	"	西湛淵	420
10	"	"	"	"	406
11	"	"	"	"	415
12	"	"	"	"	416
13	"	"	"	"	"

3 山中地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 18 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 18 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	北中島	倉ヶ頭	3421 地先 (道路)
2	"	"	"	"	3416-2
3	"	"	"	山 中	3256-2
4	"	"	"	"	3166 地先 (道路)
5	"	"	"	"	3157-1 地先 (河川敷)
6	"	"	"	"	3159
7	"	"	"	"	3261
8	"	"	"	"	3269-1
9	"	"	"	"	3292
10	"	"	"	"	3289
11	"	"	"	"	3281・3282・3287 (筆界未定地)
12	"	"	"	西 鶴	3329
13	"	"	"	"	"
14	"	"	"	倉ヶ頭	3386 地先 (道路)
15	"	"	"	"	3383
16	"	"	"	"	3381-2
17	"	"	"	"	"
18	"	"	"	"	3379

4 糸原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	球磨郡	球磨村	渡 乙	糸 原	3369
2	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	3382-2
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"
7	"	"	"	"	3386
8	"	"	"	"	3361
9	"	"	"	"	3357
10	"	"	"	"	3356-1

5 黄檗地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 31 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 31 号を結んだ線に囲まれた土地の区域、並びに次に掲げる土地に存する標柱 32 号から標柱 43 号までを順次結んだ線及び標柱 32 号と標柱 43 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	球磨郡	球磨村	一勝地甲	黄 檗	1613-5
2	"	"	"	"	1613-4
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	1613-3
7	"	"	"	"	1584-1
8	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	1554-1
10	"	"	"	"	1613-11

11	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	1552
13	"	"	"	"	1551
14	"	"	"	"	"
15	"	"	"	"	1550
16	"	"	"	"	"
17	"	"	"	"	"
18	"	"	"	"	1557
19	"	"	"	"	"
20	"	"	"	"	"
21	"	"	"	"	1581
22	"	"	"	"	"
23	"	"	"	"	1582-1
24	"	"	"	"	"
25	"	"	"	"	"
26	"	"	"	"	1583-6
27	"	"	"	"	1584-2
28	"	"	"	"	"
29	"	"	"	"	1585
30	"	"	"	"	1613-5
31	"	"	"	"	"
32	"	"	"	堂 生	1658-6
33	"	"	"	"	1662-7 地先
34	"	"	"	"	"
35	"	"	"	"	1662-3 地先
36	"	"	"	"	1662-3
37	"	"	"	"	1664-2
38	"	"	"	"	1666-1
39	"	"	"	"	1667
40	"	"	"	"	1662-11
41	"	"	"	"	1662-9
42	"	"	"	"	1662-8
43	"	"	"	"	1662-7

熊本県告示第 850 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	矢護川大津線	菊池郡大津町大字大津字東弥護免 521 番 4 地先から 同 所 530 番 2 地先まで	40.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 18 日

熊本県告示第 851 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	益城菊陽 線	熊本市小山町 同 所	前	9.0 ～ 22.0	33.9	歩道整備
			後	14.0 ～ 42.2	33.9	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 8 月 18 日

熊本県告示第 852 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	満願寺黒 川線	阿蘇郡南小国町大字満願寺字笹尾 同 所	前	4.6 ～ 7.1	68.6	廃道処分
			後	17.6 ～ 61.8	68.0	
			後	17.6 ～ 61.8	68.0	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 8 月 18 日

熊本県告示第 853 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨天草市長から届出があった。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草市久玉町字堂面 1216 の 7 地先公有水面埋立地 25,790.92 平方メートル	天草市久玉町字堂面
天草市牛深町字白浜 1211 の 23 地先公有水面埋立地 9,552.27 平方メートル	天草市牛深町字白浜
天草市牛深町字六田 1118 の 4、1118 の 23、1118 の 7 地先並びに 1118 の 10 に隣接する無番地地先公有水面埋立地	天草市牛深町字六田

9,246.20 平方メートル	
天草市有明町上津浦字横浜 1246 の 18、1246 の 23 地先公有水面埋立地 279.02 平方メートル	天草市有明町上津浦字横浜
天草市新和町小宮地字浦 9388 の 15、9388 の 18、9388 の 9 に隣接する道路 地先公有水面埋立地 65.50 平方メートル	天草市新和町小宮地字浦
天草市新和町小宮地字大石ノ丸 9463 の 3、9463 の 1、9389 に隣接介在する 道路地先公有水面埋立地 114.43 平方メートル	天草市新和町小宮地字大石ノ丸
天草市新和町小宮地字中波江 9518 の 3、9521 の 2、9524 の 2、9522 の 2、 9526 の 2、9544 の 2 に隣接介在する道路、水路地先並びに 9547 の 3 に隣接 する無番地地先公有水面埋立地 532.21 平方メートル	天草市新和町小宮地字中波江

熊本県告示第 854 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 8 月 3 日	菊池市	1 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 855 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員	延長	備 考
				(メートル)	(メートル)	
一般 国道	389 号	天草市天草町大江字古烏帽子 3337 番 1 地先から 同市河浦町崎津字螢目 195 番 1 地先まで	前	4.3 ～ 40.0	8,696.1	旧道移管
				9.8 ～ 70.0	5,306.2	
			後	9.8 ～ 70.0	5,306.2	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 8 月 18 日

熊本県告示第 856 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
有限会社カメヤ 熊本市御幸笛田三丁目 4 番 16 号	有限会社カメヤ	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 857 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
アサヒサンクリー株式会社熊本営業所 熊本市尾ノ上二丁目 26 番地 1 号	アサヒサンクリー株式会社	平成 18 年 8 月 1 日

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社カメヤ 熊本市御幸笛田三丁目 4 番 16 号	有限会社カメヤ	平成 18 年 8 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社カメヤ 熊本市御幸笛田三丁目 4 番 16 号	有限会社カメヤ	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 858 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ラッキーホームヘルプサービスセンター 熊本市野口二丁目 13 番 23 号	有限会社ラッキータクシー	平成 18 年 8 月 7 日

熊本県告示第 859 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ラッキーホームヘルプサービスセンター 熊本市野口二丁目 13 番 23 号	有限会社ラッキータクシー	平成 18 年 8 月 7 日

熊本県告示第 860 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
定医院 天草市南新町 7 の 1	定 浩一郎	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 861 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション聖心園 人吉市寺町 11 番地 6	社会福祉法人仁和会	平成 18 年 8 月 8 日

熊本県告示第 862 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション聖心園 人吉市寺町 11 番地 6	社会福祉法人仁和会	平成 18 年 8 月 8 日

公 告

熊本県公告第 628 号

球磨郡湯前町幸野溝土地改良区理事長豊永郁夫から平成 18 年 6 月 28 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 8 月 7 日付けで認可した。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 629 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ田崎店
熊本市田崎二丁目 340 番 23
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
片倉工業株式会社 代表取締役社長 岩本謙三
東京都中央区京橋三丁目 1 番 2 号
 - (2) 小売業を行う者
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 19 年 4 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,306 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
40 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
38 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24 時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24 時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
6 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 18 年 8 月 1 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 8 月 18 日から平成 18 年 12 月 18 日まで

熊本県公告第 630 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 の規定に基づき、第 35 回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
平成 18 年 10 月 13 日（金）
午前 10 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 1002 会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
 - (1) 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む）
 - (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成 18 年 8 月 14 日（月）から平成 18 年 9 月 29 日（金）まで（閉庁日を除く。）。
受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、9 月 29 日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
 - (1) 業務管理者試験受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 受験票
 - (4) 写真（手札形とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
 - (5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により 8 千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県商工観光労働部産業支援係 資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第 631 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字東迫尻 663 番 2、同 672 番、同 673 番、同 674 番、同字西迫尻 788 番 1、同 788 番 3、同 789 番、同 789 番 2、同 790 番 1、同 798 番 2、同 799 番 2、同 800 番及び里道並びに水路の一部
17,523.36 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号
株式会社ダイナム

熊本県公告第 632 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 2947 番 2
1,547.77 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 1914 番地
富永英男

登載依頼

熊本県労働委員会告示第 4 号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法第 3 条第 4 号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、平成 18 年 8 月 3 日に認定したので、次のとおり告示する。

なお、平成 12 年熊本県地方労働委員会告示第 3 号は、廃止する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県労働委員会 会長 竹 中 潮

熊本県企業局の職員が結成し、又は加入する熊本県企業局労働組合については、当該企業局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
企業局本庁	局長、総括審議員、次長、技師長、首席企業審議員、課長、政策調整審議員、企業審議員、荒瀬ダム対策室長、課長補佐、主幹（総務担当）、人事担当職員（1 人）
発電総合管理所	所長、企業審議員、次長
都呂々ダム管理事務所	所長
備 考	「課長補佐」とは、その職務が労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除いたものをいう。

熊情管公告第 1690 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 18 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

熊本県警察 POT システム用携帯型端末装置 50 式
熊本県警察 POT システム用データ集配信装置 9 式

(2) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察 POT システム用機器等の借入に係る入札説明書及び熊本県警察 POT システム用機器等要求仕様書による。

(3) 借入期間

平成 18 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで

(4) 納入期限

平成 18 年 9 月 25 日（月）

(5) 納入場所

熊本県警察本部情報管理課

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては 60 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 熊本県警察 POT システム用機器等の借入に係る入札説明書及び熊本県警察 POT システム用機器等要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、熊本県警察 POT システム用機器等の借入に係る入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年8月18日（金）から平成18年8月24日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年8月18日（金）から平成18年8月31日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県警察本部情報管理課電算システム運用第二係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線 2445 ダイヤルイン 096-381-2048
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年8月18日（金）から平成18年8月31日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年9月1日（金）午後2時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎4階 OA 研修室
 - (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年8月31日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った1月当たりの額に借入期間月数(60月)を

- 乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までには納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、熊本県警察 POT システム用機器等の借入に係る入札説明書による。